第

4 3 3 0

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 9月 22日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ グループ法人税制の対象

Q:グループ法人税制の対象となる法人は どんな法人ですか?

 $oldsymbol{A}$:次のような法人が対象になります。 【解説】

グループ法人税制とは、100%完全支配関係にある会社間の取引について適用されるもので、課税の繰延べなどの課税の特例が認められています。対象法人は、次のとおりです。

- ①直接保有関係にある法人
 - A社がB社を100%保有している場合のA社、B社
- ②間接保有関係にある法人 A社がB社とC社を100%保有している場合 のA社、B社、C社
- ③持ち合いしている法人A社とA社の100%子会社B社がそれぞれ出資して100%保有している場合のA社、B社、C社
- ④個人を頂点とした間接保有関係にある法人 個人がA社とB社を100%保有している場合 のA社、B社
- ⑤同族関係者と間接保有関係にある法人 一定の同族関係者(6親等内の血族、配偶者、 3親等内の姻族や事実上婚姻関係にある者 など特殊な関係にある個人)甲と乙がそれ ぞれ出資してA社とB社を100%保有してい る場合のA社、B社

なお、100%の判定は、自己株式、5%未満 の従業員持株会所有株式、役員又は使用人の ストックオプション行使による所有株式を除 き、間接支配を含むことととされています。







